

○甲南大学六甲アイランド体育館使用細則

昭和62年3月5日
六甲アイランド体育施設運営委員会承認
改正 昭和62年 7月 9日
平成22年 2月17日
令和元年12月10日
令和5年2月16日

(趣旨)

第1条 この使用細則は、甲南大学六甲アイランド総合体育施設規程に基づき、甲南大学六甲アイランド体育館施設(以下「体育館施設」という。)の使用に関する必要な事項を定めるものとする。

(体育館施設)

第2条 体育館施設は、次の施設からなる。

- (1) 部室
- (2) 武道場
- (3) ライフル射撃練習場
- (4) トレーニングルーム
- (5) 会議室
- (6) 外来者用更衣室
- (7) 共同施設

(使用の資格)

第3条 学生の課外活動における部室及び武道場の使用は、体育会本部においてあらかじめ選考し、学生生活支援センター所長及びスポーツ・健康科学教育研究センター所長の承認を得た団体に限る。

(使用責任)

第4条 施設使用団体の責任者は、部室及び使用施設の施錠、盗難予防、防災等の責任を負うものとする。

(使用時間)

第5条 使用時間は、午前8時から午後9時までとする。

- 2 前項の時間を超えて使用する場合には、その責任者があらかじめスポーツ・健康科学教育研究センター所長に届け出なければならない。
- 3 所定時間外の退出時には、火気、施錠等について管理人の点検を受けなければならない。

(使用上の注意)

第6条 施設の使用にあたっては、常に次の事項を厳守し、違反しないよう留意しなければならない。

(部室)

- (1) 部室内は、各部において清掃し、備品、用具等は常に整理整頓を行わねばならない。
- (2) 部室内の設備及び備品を管理人の許可なくして他に移動させてはならない。
- (3) 部室内を釘その他により損傷又は汚損してはならない。

(武道場)

(4) 武道場内は、使用団体の責任において整理整頓し、使用後は、必ず清掃のうえ施錠しなければならない。

(ライフル射撃練習場)

(5) ライフル射撃練習場の使用については別に定める。

(トレーニングルーム)

(6) トレーニングルームの使用については別に定める。

(会議室)

(7) 会議室の管理は、全学教育推進機構事務室が行う。

(8) 使用後は、使用者の責任において清掃のうえ施錠しなければならない。

(外来者用更衣室)

(9) 外来者用更衣室の管理は、全学教育推進機構事務室が行う。

(10) 使用後は、使用者の責任において清掃のうえ施錠しなければならない。

(共同施設)

(11) 保健室、シャワー室、倉庫、便所等の共用の器具及び備品は大切に取り扱い、整理整頓に努め、他に迷惑をかけないように注意しなければならない。

(12) シャワー室への土足立ち入りは、禁止する。

(一般注意事項)

第7条 建物その他の場所に張り紙等をしてはならない。ただし、スポーツ・健康科学教育研究センター所長へ届け出た掲示物については、所定の場所に掲示することができる。

2 建物、設備、備品等を滅失又は損傷したときは、遅滞なくスポーツ・健康科学教育研究センター所長又は管理人に届け出て、その指示を受けなければならない。

3 体育館内での飲酒及び喫煙は禁止する。

4 指定の場所以外での火気の使用を禁止する。

(罰則)

第8条 この細則に違反した場合は、甲南大学六甲アイランド体育施設運営委員会の議を経て、使用を禁止する。

附 則

この細則は、昭和62年3月5日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年7月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。